

【セブンカード会員規約（法人用）新旧対比表】

現行	改定後
セブンカード会員規約（法人用）	セブンカード会員規約（法人用）
第2条（法人会員とカード使用者）	第2条（法人会員とカード使用者）
<p>1. 当社所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、入会を申込みれた官公庁・法人・社団・財団もしくはその他の団体（以下総称して「法人等」といいます。）または個人で事業を営む方（以下「個人事業主」といいます。）で、当社が審査のうえ入会を承認した法人等または個人事業主を「法人会員」といいます。また、個人事業主である法人会員を「個人事業主会員」といいます。</p>	<p>1. 当社所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、入会を申込みれた官公庁、<u>法人</u>、<u>社団</u>、<u>財団</u>もしくはその他の団体（以下総称して「法人等」といいます。）または個人で事業を営む方（以下「個人事業主」といいます。）で、当社が審査のうえ入会を承認した法人等または個人事業主を「法人会員」といいます。また、個人事業主である法人会員を「個人事業主会員」といいます。</p>
<p>6. 法人会員は、カード使用者（ただし、個人事業主会員自身を除きます。以下、本項において同じとします。）に対し、法人会員に代わってカードを使用して、本規約に基づくカードの利用（ショッピング利用（第19条に定めるものをいいます。以下、同じとします。）および第7条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいいます。以下、同じとします。）を行う一切の権限（以下「本代理権」といいます。）を授与します。なお、法人会員は、カード使用者に対する本代理権の授与について、撤回・取消または消滅事由がある場合は、第29条第4項所定の方法によりカード使用者によるカードの利用の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。</p>	<p>6. 法人会員は、カード使用者（ただし、個人事業主会員自身を除きます。以下、本項において同じとします。）に対し、法人会員に代わってカードを使用して、本規約に基づくカードの利用（ショッピング利用（第19条に定めるものをいいます。以下、同じとします。）および第7条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいいます。以下、同じとします。）を行う一切の権限（以下「本代理権」といいます。）を授与します。なお、法人会員は、カード使用者に対する本代理権の授与について、撤回、<u>取消</u>または消滅事由がある場合は、第29条第4項所定の方法によりカード使用者によるカードの利用の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。</p>
第4条（カードの貸与およびカードの管理）	第4条（カードの貸与およびカードの管理）
<p>2. カードの表面にはカード使用者氏名・会員番号およびカードの有効期限等（以下「会員番号等」といいます。）が表示されています。また、カードの裏面にはセキュリティコード（サインパネルに印字される7桁の数値のうち下3桁の数値をいい、会員番号等とセキュリティコードをあわせて以下「カード情報」といいます。）が表示されています。とりわけ非対面取引においては、カードを提示することなくカード情報によりショッピング利用をすること</p>	<p>2. カードの表面にはカード使用者氏名、<u>会員番号</u>およびカードの有効期限等（以下「会員番号等」といいます。）が表示されています。また、カードの裏面にはセキュリティコード（サインパネルに印字される7桁の数値のうち下3桁の数値をいい、会員番号等とセキュリティコードをあわせて以下「カード情報」といいます。）が表示されています。とりわけ非対面取引においては、カードを提示することなくカード情報によりショッピング利用をすること</p>

<p>ができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員は、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとしします。</p>	<p>ができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員は、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとしします。</p>
<p>3.カードの所有権は当社にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、カードは、カード上に表示されたカード使用者本人以外は使用できないものです。会員は、当該カード上に表示されたカード使用者以外の者に対し、カードを貸与・預託・譲渡もしくは担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用させることを一切してはなりません。</p>	<p>3.カードの所有権は当社にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、カードは、カード上に表示されたカード使用者本人以外は使用できないものです。会員は、当該カード上に表示されたカード使用者以外の者に対し、カードを貸与、<u>預託</u>、<u>譲渡</u>もしくは担保提供すること、またはカード情報を<u>預託</u>もしくは使用させることを一切してはなりません。</p>
<p>第5条（カードの再発行）</p>	<p>第5条（カードの再発行）</p>
<p>1.当社は、カードの紛失・盗難・破損・汚損等またはカード情報の消失・不正取得・改変等の理由により会員が希望し、当社が審査のうえ承認した場合、カードを再発行します。この場合、支払責任者は当社所定の再発行手数料を支払うものとしします。</p>	<p>1.当社は、カードの紛失、<u>盗難</u>、<u>破損</u>、<u>汚損</u>等またはカード情報の消失、<u>不正取得</u>、<u>改変</u>等の理由により会員が希望し、当社が審査のうえ承認した場合、カードを再発行します。この場合、支払責任者は当社所定の再発行手数料を支払うものとしします。</p>
<p>第6条（カードの機能）</p>	<p>第6条（カードの機能）</p>
<p>1.会員は、本規約に定める方法・条件によりカードまたはカード情報を使用することによって第2章（ショッピング利用）に定める機能を利用することができます。</p>	<p>1.会員は、本規約に定める方法、<u>条件</u>によりカードまたはカード情報を使用することによって第2章（ショッピング利用）に定める機能を利用することができます。</p>
<p>第7条（付帯サービス等）</p>	<p>第7条（付帯サービス等）</p>
<p>3. 会員は、付帯サービスを利用するために、カード使用者がカード（第1条に定めるカードをいい、当該カードの種類や会員番号等を確認できないETCカード等またはモバイル端末等は含みません。以下、本項において同じとします。）をサービス提供会社または加盟店に提示することを求められる場合または加盟店でのカードによるショッピング利用を求められる場合があります。その他、会員は、付帯サービスを利用する場合、当社またはサービス提供会社所定の方法に基づき利用するものとしします。</p>	<p>3. 会員は、付帯サービスを利用するために、カード使用者がカード（第<u>4</u>条に定めるカードをいい、当該カードの種類や会員番号等を確認できないETCカード等またはモバイル端末等は含みません。以下、本項において同じとします。）をサービス提供会社または加盟店に提示することを求められる場合または加盟店でのカードによるショッピング利用を求められる場合があります。その他、会員は、付帯サービスを利用する場合、当社またはサービス提供会社所定の方法に基づき利用するものとしします。</p>
<p>第11条（業務委託）</p>	<p>第11条（業務委託）</p>
<p>2.会員は、当社が JCB または当社の指定する委託先</p>	<p>2.会員は、当社が JCB または当社の指定する委託先</p>

<p>に対して、次の業務を委託することを、予め承諾するものとします。</p> <p>(5) (4)の金額の口座振替・代金の入金案内・収納およびカード回収に係る業務。</p> <p>(6) カードの情報処理・電算機処理に付随する業務。</p> <p>(7) カードの紛失・盗難連絡の受付・登録および各種届出事項の変更に関する受付・登録に係る業務。</p>	<p>に対して、次の業務を委託することを、予め承諾するものとします。</p> <p>(5) (4)の金額の口座振替、<u>代金の入金案内、</u>収納およびカード回収に係る業務。</p> <p>(6) カードの情報処理、<u>電算機処理に付随する業務。</u></p> <p>(7) カードの紛失・盗難連絡の受付、<u>登録および</u>各種届出事項の変更に関する受付、<u>登録に係る業務。</u></p>
<p>第 12 条 (届出事項の変更)</p>	<p>第 12 条 (届出事項の変更)</p>
<p>1. 会員が当社に届け出た法人会員に係る法人名・法人代表者・代表使用者・事業内容・実質的支配者・所在地・電話番号およびお支払口座(第 23 条に定めるものをいいます。以下、同じとします。)等、ならびにカード使用者に係る氏名・住所・電話番号・暗証番号等(以下「届出事項」といいます。)について変更があった場合には、当社所定の方法により遅滞なく当社に届け出なければなりません。</p>	<p>1. 会員が当社に届け出た法人会員に係る法人名、<u>法人代表者、代表使用者、事業内容、実質的支配者、所在地、</u>電話番号およびお支払口座(第 23 条に定めるものをいいます。以下、同じとします。)等、ならびにカード使用者に係る氏名、<u>住所、電話番号、暗証番号等</u>(以下「届出事項」といいます。)について変更があった場合には、当社所定の方法により遅滞なく当社に届け出なければなりません。</p>
<p>第 13 条(取引時確認等および外国 P E P s の申告)</p>	<p>第 13 条(取引時確認等および外国 P E P s の申告)</p>
<p>2. 会員(本項においてはカードに入会を申込みされる方を含みます。)が、以下の各号に該当する場合には、当社所定の方法によりその事実を申告するものとし、会員がこれを怠った場合または当社が会員に対し、以下の各号に該当するか否かについての回答を求めたにもかかわらず、これに応じなかった場合、入会をお断りすること、カードの利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。</p> <p>(2) <u>上記</u>(1)に掲げる者の家族(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。以下本号において同じとします。)、父母、子、兄弟姉妹ならびにこれらの者以外の配偶者の父母および子)</p> <p>(3) <u>上記</u>(1)(2)に掲げる者が法人会員の実質的支配者(その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるもの)として存在している場合</p>	<p>2. 会員(本項においてはカードに入会を申込みされる方を含みます。)が、以下の各号に該当する場合には、当社所定の方法によりその事実を申告するものとし、会員がこれを怠った場合または当社が会員に対し、以下の各号に該当するか否かについての回答を求めたにもかかわらず、これに応じなかった場合、入会をお断りすること、カードの利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。</p> <p>(2) (1)に掲げる者の家族(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。以下本号において同じとします。)、父母、子、兄弟姉妹ならびにこれらの者以外の配偶者の父母および子)</p> <p>(3) (1)、<u>(2)</u>に掲げる者が法人会員の実質的支配者(その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるもの)として存在している場合</p>
<p>第 14 条 (反社会的勢力の排除)</p>	<p>第 14 条 (反社会的勢力の排除)</p>

<p>1. 会員（本条においては、カードに入会を申込みされる法人等または個人事業主を含みます。）は、会員が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p>（11）その他前記（1）から（10）に準ずる者</p>	<p>1. 会員（本条においては、カードに入会を申込みされる法人等または個人事業主を含みます。）は、会員が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p>（11）その他（1）から（10）に準ずる者</p>
<p>第 16 条（利用可能枠）</p>	<p>第 16 条（利用可能枠）</p>
<p>2. 前項（1）（2）の機能別利用可能枠のうち最も高い金額が、カード全体の利用可能枠（以下「総枠」といいます。）となります。機能別利用可能枠および総枠を総称して、利用可能枠といいます。</p>	<p>2. 前項（1）<u>、</u>（2）の機能別利用可能枠のうち最も高い金額が、カード全体の利用可能枠（以下「総枠」といいます。）となります。機能別利用可能枠および総枠を総称して、利用可能枠といいます。</p>
<p>6. 法人会員が当社から複数枚のカード（当社が発行する当社所定のクレジットカード等をいい、当該カードに係るカード情報を含みます。以下、同じとします。）の貸与を受けた場合、それら複数枚のカード全体における利用可能枠（以下「総合与信枠」といいます。）は、原則として、各カードに定められた利用可能枠のうち最も高い金額となり、それら複数枚のカードにおける利用可能枠の合計金額にはなりません。なお、総合与信枠の金額にかかわらず、各カードにおける利用可能枠は、当該カードについて個別に定められた金額となります。</p>	<p>6. 法人会員が当社から複数枚のカード（当社が発行する当社所定のクレジットカード等をいい、当該カードに係るカード情報を含みます。以下、同じとします。）の貸与を受けた場合、それら複数枚のカード全体における利用可能枠（以下「総合与信枠」といいます。）は、原則として、カードごと</p> <p>に定められた利用可能枠のうち最も高い金額となり、それら複数枚のカードにおける利用可能枠の合計金額にはなりません。なお、総合与信枠の金額にかかわらず、各カードにおける利用可能枠は、当該カードについて個別に定められた金額となります。</p>
<p>第 17 条（利用可能な金額）</p>	<p>第 17 条（利用可能な金額）</p>
<p>2. 前項の利用残高とは、会員のカードの利用に基づき当社に対して支払うべき金額（約定支払日が到来しているか否かを問いません。また、遅延損害金は除きます。）で、<u>当社が未だ</u>支払責任者からの支払いを確認できていない金額をいい、すべてのカード使用者分を合算した金額をいいます。</p>	<p>2. 前項の利用残高とは、会員のカードの利用に基づき当社に対して支払うべき金額（約定支払日が到来しているか否かを問いません。また、遅延損害金は除きます。）で、支払責任者<u>が未だ当社に対し</u>て支払いを<u>済ませ</u>ていない金額をいい、すべてのカード使用者分を合算した金額をいいます。</p>
<p>第 18 条（利率の計算方法等）</p>	<p>第 18 条（利率の計算方法等）</p>
<p>1. 利率（遅延損害金の利率を含みます。以下、本条において同じとします。）等の計算方法については、本規約において別途定める場合を除き、1 年を 365 日（うるう年は 366 日）とする日割方式とします。</p>	<p>1. 遅延損害金の利率計算方法については、本規約において別途定める場合を除き、1 年を 365 日（うるう年は 366 日）とする日割方式とします。</p>
<p>2. 当社は金融情勢の変化等により、本規約およびその他の諸契約に基づくカードの利用に係る利率を変更することがあります。この場合、第 36 条にかかわらず、改定後の利率は利用残高の全額に対して</p>	<p>2. 当社は金融情勢の変化等により、本規約およびその他の諸契約に基づくカードの利用に係る<u>遅延損害金</u>の利率を変更することがあります。この場合、第 36 条にかかわらず、改定後の利率は利用残高の</p>

適用されます。	全額に対して適用されます。
第 19 条 (ショッピングの利用)	第 19 条 (ショッピングの利用)
<p>5. 通信料金等当社所定の継続的役務については、会員が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録した会員番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更・退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、前記の事由が生じた場合には、当社または JCB が会員に代わって当該変更、または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する必要があることを会員は予め承認するものとします。なお、会員に退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカードの利用について、支払責任者は第 29 条第 1 項なお書きおよび第 29 条第 3 項に従い、支払義務を負うものとします。</p>	<p>5. 通信料金等当社所定の継続的役務については、会員が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けることができます。会員は、加盟店に登録した会員番号等に変更があった場合ならびに退会または会員資格喪失等に至った場合、加盟店に当該変更、退会または会員資格喪失等を申し出るものとします。なお、前記の事由が生じた場合には、当社または JCB が会員に代わって当該変更、退会または会員資格喪失等の情報を加盟店に対し通知する必要があることを会員は予め承認するものとします。また、会員に退会または会員資格喪失等の通知がなされた後であっても、当該加盟店におけるカードの利用について、支払責任者は第 29 条第 1 項なお書きおよび第 29 条第 3 項に従い、支払義務を負うものとします。</p>
<p>6. 会員のショッピング利用に際しては、加盟店が当該ショッピング利用につき当社に対して照会を行うことにより当社の承認を得るものとします。ただし、利用金額、購入する商品・権利、提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。</p>	<p>6. 会員のショッピング利用に際しては、加盟店が当該ショッピング利用につき当社に対して照会を行うことにより当社の承認を得るものとします。ただし、利用金額、購入する商品・権利および提供を受ける役務の種類によってはこの限りではありません。</p>
<p>11. 会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供等にカードの利用可能枠(第 16 条第 2 項に定めるものをいいます。)を利用すること(以下「ショッピング枠現金化」といいます。)をしてはなりません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。</p> <p>(1) 商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、カードを利用して支払い、加盟店等から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式</p> <p>(2) 商品・権利等を購入し、その対価を、カード</p>	<p>11. 会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供等にカードの利用可能枠(第 16 条第 2 項に定めるものをいいます。)を利用すること(以下「ショッピング枠現金化」といいます。)をしてはなりません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。</p> <p>(1) 商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、カードを利用して支払い、加盟店その他の第三者から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式</p> <p>(2) 商品・権利等を購入し、その対価を、カード</p>

<p>を利用して支払ったうえで、当該商品・権利等を当該商品・権利等を購入した加盟店その他の第三者に有償で譲渡する方式</p>	<p>を利用して支払ったうえで、当該商品・権利等を当該商品・権利等を購入した加盟店その他の第三者に有償で譲渡する方式</p> <p><u>(3) 現行紙幣・貨幣を商品として購入し、カードを利用して支払い、加盟店その他の第三者から現金の交付を受ける方式</u></p>
<p>12. 貴金属・金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、回数券等を含みますが、これらに限りません。）・パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第17条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。</p>	<p>12. 貴金属、+金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、回数券等を含みますが、これらに限りません。）、+パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第17条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードを利用できない場合があります。</p>
<p>第21条（ショッピング利用代金の支払区分）</p>	<p>第21条（ショッピング利用代金の支払区分）</p>
<p>ショッピング利用代金の支払区分は、ショッピング1回払い・ショッピング2回払いのうちから、カード使用者がショッピング利用の際に指定するものとし、ただし、ショッピング2回払いは、当社が指定する加盟店においてのみ利用できるものとし、なお、ショッピング2回払い取扱加盟店においてカード使用者が支払区分を指定しなかった場合は、すべてショッピング1回払いを指定したものと取扱われます。</p>	<p>ショッピング利用代金の支払区分は、ショッピング1回払い、<u>ショッピング2回払い</u>のうちから、カード使用者がショッピング利用の際に指定するものとし、ただし、ショッピング2回払いは、当社が指定する加盟店においてのみ利用できるものとし、なお、ショッピング2回払い取扱加盟店においてカード使用者が支払区分を指定しなかった場合は、すべてショッピング1回払いを指定したものと取扱われます。</p>
<p>第22条（ショッピング利用代金の支払い）</p>	<p>第22条（ショッピング利用代金の支払い）</p>
<p>支払責任者は、会員が標準期間においてショッピング利用を行った場合、第20条における当社、JCB、JCBの提携会社、JCBの関係会社または加盟店の各間の立替払いまたは債権譲渡の有無にかかわらず、以下のとおり支払うものとし、</p> <p>(1) ショッピング1回払いを指定した場合、当該ショッピング利用代金を、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日に支払うものとし、</p>	<p>支払責任者は、会員が標準期間においてショッピング利用を行った場合、第20条における当社、JCB、JCBの提携会社、JCBの関係会社または加盟店の各間の立替払いまたは債権譲渡の有無にかかわらず、以下のとおり支払うものとし、</p> <p>(1) ショッピング1回払いを指定した場合、当該ショッピング利用代金<u>額</u>を、標準期間満了日の属する月の翌月の約定支払日に支払うものとし、</p>
<p>第23条（約定支払日と口座振替）</p>	<p>第23条（約定支払日と口座振替）</p>
<p>1. 毎月10日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、支払責任者は、ショッピング利用代金の各支払区分に定められた該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」</p>	<p>1. 毎月10日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、支払責任者は、ショッピング利用代金の各支払区分に定められた該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」</p>

<p>といたします。)を、予め法人会員が届け出た当社所定の金融機関の預金口座+貯金口座等(原則として法人会員名義の口座等を届け出るものとします。以下「お支払口座」といいます。)から口座振替の方法により支払うものとします。また、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、当社が特に指定した場合には、当社所定の他の支払方法(所定の手数料が発生する場合があります。)によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合には、お支払口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき口座振替されることがあります。また、支払責任者が当社所定の金融機関の預金口座に振込む方法で、支払責任者が本規約に基づき当社に支払うべき金額を超えて当社に対する支払いをした場合、当社は翌月の約定支払日に法人会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを支払責任者は承諾するものとします。なお、当社は支払責任者が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当社が支払責任者に返金すべき金額を差引くことができます。</p> <p>第 23 条 (約定支払日と口座振替)</p>	<p>といたします。)を、予め法人会員が届け出た当社所定の金融機関の預金口座等(原則として法人会員名義の口座等を届け出るものとします。以下「お支払口座」といいます。)から口座振替の方法により支払うものとします。また、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、当社が特に指定した場合には、当社所定の他の支払方法(所定の手数料が発生する場合があります。)によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合には、お支払口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき口座振替されることがあります。また、支払責任者が当社所定の金融機関の預金口座に振込む方法で、支払責任者が本規約に基づき当社に支払うべき金額を超えて当社に対する支払いをした場合、当社は翌月の約定支払日に法人会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを支払責任者は承諾するものとします。なお、当社は支払責任者が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額から当社が支払責任者に返金すべき金額を差引くことができます。</p> <p>第 23 条 (約定支払日と口座振替)</p>
	<p><u>7. 支払責任者が本規約に基づき ATM を利用する方法または当社所定の金融機関の預金口座に振込む方法によりカードの利用代金を支払う場合、支払責任者が利用する金融機関のサービスの種類や内容にかかわらず、当社による受領が翌営業日になる場合があります。</u></p>
<p>第 28 条 (期限の利益の喪失)</p>	<p>第 28 条 (期限の利益の喪失)</p>
<p>支払責任者は、次のいずれかに該当する場合、(1) (2) (3) または (4) においては何らの通知・催告を受けることなく当然に、(5) (6) または (7) においては当社の請求により、当社に対する一切の債務について期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(3) 支払責任者が差押・仮差押・仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき。</p>	<p>支払責任者は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(2)、(3) または (4) においては何らの通知・催告を受けることなく当然に、(5)、(6) または (7) においては当社の請求により、当社に対する一切の債務について期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(3) 支払責任者が差押、仮差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき。</p>

<p>(4) 支払責任者が破産・民事再生・特別清算または会社更生その他の法的整理手続きの申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。</p> <p>(5) (1) (2) (3) (4)のほか支払責任者の信用状態に重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p>(7) 第29条第3項(1) (2)または(3)のいずれかの事由に基づき支払責任者が会員資格を喪失したとき。</p>	<p>(4) 支払責任者が破産、民事再生、特別清算または会社更生その他の法的整理手続きの申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。</p> <p>(5) (1)、(2)、(3)、(4)のほか支払責任者の信用状態に重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p>(7) 第29条第3項(1)、(2)または(3)のいずれかの事由に基づき支払責任者が会員資格を喪失したとき。</p>
<p>第29条(退会および会員資格の喪失等)</p>	<p>第29条(退会および会員資格の喪失等)</p>
<p>1. 会員は、当社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、当社の指示に従って直ちにカードを返還するか、カードに切込みを入れて破棄しなければならないものとし、当社に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、支払責任者は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。なお、法人会員が退会する場合、当然にカード使用者も退会となります。</p>	<p>1. 会員は、当社所定の方法により退会を申し出ることができます。この場合、当社の指示に従って直ちにカードを返還するか、カードに切込みを入れて破棄しなければならないものとし、当社に対する残債務全額を完済したときをもって退会となります。なお、支払責任者は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、退会の申し出後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、法人会員が退会する場合、当然にカード使用者も退会となります。</p>
<p>2. 会員は、当社が第4条・第5条または第8条に基づき送付したカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、会員が退会の申し出を行ったものとして当社が取扱うことに同意します。</p>	<p>2. 会員は、当社が第4条、第5条または第8条に基づき送付したカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、会員が退会の申し出を行ったものとして当社が取扱うことに同意します。</p>
<p>3. 会員((4)または(9)のときはそれに該当するカード使用者(個人事業主会員を含みます。)をいい、カード使用者が(1) (2) (3) (5) (6) (7) (8)のいずれかに該当したときは、当該カード使用者のみならず、法人会員も含みます。)は、次のいずれかに該当する場合、(1) (4)においては当然に、(2) (3) (5) (6) (7) (8) (9) (10)においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、法人会員が会員資格を喪失した場合、当然にカード使用者も会員資格を喪失します。なお、支払責任者は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、支払責任者は、会員資格喪失</p>	<p>3. 会員((4)または(9)のときはそれに該当するカード使用者(個人事業主会員を含みます。)をいい、カード使用者が(1)、(2)、(3)、(5)、(6)、(7)、(8)のいずれかに該当したときは、当該カード使用者のみならず、法人会員も含みます。)は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(4)においては当然に、(2)、(3)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)においては当社が会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。また、法人会員が会員資格を喪失した場合、当然にカード使用者も会員資格を喪失します。なお、支払責任者は、本規約に基づき当社に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、</p>

<p>失後に会員がカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。なお、(9)に該当するカード使用者が個人事業主会員の場で、当該個人事業主会員の事業を引継ぐ旨の申告をした者(以下「事業承継者」といいます。)から、本契約上の地位の承継を希望する旨の申し出があり、当社がこれを認めた場合、事業承継者は法人会員として、本契約上の地位を承継し、この場合、会員資格は喪失しないものとします。この場合、事業承継者は、第3条に定める支払責任者としての義務(契約上の地位を承継する前に本契約に基づき発生した義務を含みます。)を負うものとします。</p>	<p>支払責任者は、会員資格喪失後に会員がカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。なお、(9)に該当するカード使用者が個人事業主会員の場で、当該個人事業主会員の事業を引継ぐ旨の申告をした者(以下「事業承継者」といいます。)から、本契約上の地位の承継を希望する旨の申し出があり、当社がこれを認めた場合、事業承継者は法人会員として、本契約上の地位を承継し、この場合、会員資格は喪失しないものとします。この場合、事業承継者は、第3条に定める支払責任者としての義務(契約上の地位を承継する前に本契約に基づき発生した義務を含みます。)を負うものとします。</p>
<p>第30条(カードの紛失・盗難による責任の区分)</p>	<p>第30条(カードの紛失・盗難による責任の区分)</p>
<p>2.前項にかかわらず、会員が紛失・盗難の事実を速やかに当社に届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ当社の請求により所定の紛失・盗難届を当社に提出した場合には、当社は、支払責任者に対して当社が届出を受けた日の60日前以降に発生した、他人がカードを使用したことによる利用代金の支払債務を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。</p> <p>(7)戦争・地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難が生じたとき。</p>	<p>2.前項にかかわらず、会員が紛失・盗難の事実を速やかに当社に届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ当社の請求により所定の紛失・盗難届を当社に提出した場合には、当社は、支払責任者に対して当社が届出を受けた日の60日前以降に発生した、他人がカードを使用したことによる利用代金の支払債務を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではありません。</p> <p>(7)戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難が生じたとき。</p>
<p>第35条(外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用)</p>	<p>第35条(外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等の適用)</p>
<p>会員は、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等により、国外でカードを利用するに際して許可証・証明書その他の書類の提出が必要となる場合があること、またはカードの利用が制限あるいは停止されることがあることに予め同意します。</p>	<p>会員は、<u>国外でカードを利用するに際しては</u>、外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等に<u>従い</u>、国外でカードを利用するに際して許可証・証明書その他の書類<u>を提出し</u>、が必要となる場合があること、またはカードの利用<u>の</u>制限あるいは停止<u>に応じ</u><u>ていただく</u>ことがあることに予め同意します。</p>

【会員情報の取扱いに関する重要事項 新旧対比表】

現行	改定後
<p>会員情報の取扱いに関する重要事項(全文)</p>	<p>会員情報の取扱いに関する重要事項(全文)</p>
<p>第1条 会員情報の収集・保有・利用・預託</p>	<p>第1条 会員情報の収集・保有・利用・預託</p>

<p>1. 法人会員、法人会員として、入会を申込みされた法人等および個人事業主（以下、総称して「法人会員等」といいます。）ならびにカード使用者およびカード使用者として入会を申込みされた方（以下、あわせて「カード使用者等」といい、「法人会員等」と「カード使用者等」をあわせて「会員等」といいます。）は、本契約（入会申込を含み、株式会社セブン・カードサービス（以下「当社」といいます。）とのクレジットカード発行契約をいいます。なお、以下、同様とします。）を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理（以下「与信業務」といいます。）のため、以下の情報（以下、これらを総称して「会員情報」といいます。）を当社が保護措置を講じたうえで収集・利用することに同意します。</p> <p>（1）法人名・法人代表者・カードの利用目的・事業内容・実質的支配者・所在地・電話番号等、法人会員等が入会申込時およびセブンカード会員規約（一般法人用）（以下「会員規約」といいます。）第 12 条等に基づき入会後に届け出た事項。</p> <p>（2）氏名・生年月日・性別・住所・電話番号等、カード使用者等が入会申込時および会員規約第 12 条等に基づき入会後に届け出た事項。</p> <p>（3）入会申込日・入会承認日・有効期限・利用可能枠等、会員等と当社の契約内容に関する事項。</p> <p>（8）当社が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、（1）（2）（3）（4）のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）。</p> <p>（9）電話帳・住宅地図・官報等において公開されている情報。</p>	<p>1. 法人会員、法人会員として、入会を申込みされた法人等および個人事業主（以下、総称して「法人会員等」といいます。）ならびにカード使用者およびカード使用者として入会を申込みされた方（以下、あわせて「カード使用者等」といい、「法人会員等」と「カード使用者等」をあわせて「会員等」といいます。）は、本契約（入会申込を含み、株式会社セブン・カードサービス（以下「当社」といいます。）とのクレジットカード発行契約をいいます。以下、<u>同じ</u>とします。）を含む当社との取引の与信判断および与信後の管理（以下「与信業務」といいます。）のため、<u>に、</u>以下の情報（以下、これらを総称して「会員情報」といいます。）を当社が保護措置を講じたうえで収集、<u>利用</u>することに同意します。</p> <p>（1）法人名、<u>法人代表者、</u>カードの利用目的、<u>事業内容、</u>実質的支配者、<u>所在地、</u>電話番号等、法人会員等が入会申込時およびセブンカード会員規約（一般法人用）（以下「会員規約」といいます。）第 12 条等に基づき入会後に届け出た事項。</p> <p>（2）氏名、<u>生年月日、</u>性別、<u>住所、</u>電話番号等、カード使用者等が入会申込時および会員規約第 12 条等に基づき入会後に届け出た事項。</p> <p>（3）入会申込日、<u>入会承認日、</u>有効期限、<u>利用可能枠等、</u>会員等と当社の契約内容に関する事項。</p> <p>（8）当社が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、（1）、<u>（2）、</u>（3）、<u>（4）</u>のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）。</p> <p>（9）電話帳、<u>住宅地図、</u>官報等において公開されている情報。</p>
<p>第 2 条 会員情報の利用</p>	<p>第 2 条 会員情報の利用</p>
<p>会員等は、前条第 1 項に定める利用目的の他、当社が以下の目的のために前条第 1 項（1）（2）（3）（4）の会員情報を利用することに同意します。</p> <p>（1）カードの機能、ポイントサービス等の提供<u>のため。</u></p> <p>（2）クレジットカード事業に関する新商品・新機</p>	<p>会員等は、前条第 1 項に定める利用目的の他、当社が以下の目的のために前条第 1 項（1）、<u>（2）、</u>（3）、<u>（4）</u>の会員情報を利用することに同意します。</p> <p>（1）カードの機能、ポイントサービス等の提供。</p> <p>（2）クレジットカード事業に関する新商品・新機能・新サービス等の開発および市場調査。</p>

<p>能・新サービス等の開発および市場調査のため。</p> <p>(3) クレジットカード事業に関するサービスの提供、宣伝物・印刷物の送付および電話等によるご案内、または貸付の契約に関する勧誘やご案内のため。</p> <p>(4) 当社が提携した企業から受託した営業情報・お得情報のご案内のため。</p> <p>(5) 録音情報については、法人会員等からのお問い合わせ等の内容および当該お問い合わせ等に対する当社の対応を記録し、必要に応じて確認することにより、適切な対応をするため。</p>	<p>(3) クレジットカード事業に関するサービスの提供、宣伝物・印刷物の送付および電話等によるご案内、または貸付の契約に関する勧誘やご案内。</p> <p>(4) 当社が提携した企業から受託した営業情報・お得情報のご案内。</p> <p>(5) 録音情報については、法人会員等からのお問い合わせ等の内容および当該お問い合わせ等に対する当社の対応を記録し、必要に応じて確認することにより、適切な対応を行うこと。</p>
<p>第3条 利用中止の申し出</p>	<p>第3条 利用中止の申し出</p>
<p>前条(3)(4)により、同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても中止の申し出があった場合は、それ以降の当社での利用を中止する措置をとります。ただし、ご利用代金明細書に記載される営業案内およびこれに同封される宣伝物・印刷物等は除きます。</p>	<p>前条(3)_(4)により、同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても中止の申し出があった場合は、それ以降の当社での利用を中止する措置をとります。ただし、ご利用代金明細書に記載される営業案内およびこれに同封される宣伝物・印刷物等は除きます。</p>
<p>第4条 会員情報の共同利用</p>	<p>第4条 会員情報の共同利用</p>
<p>1. 会員等は第1条第1項(1)(2)(3)の会員情報を、当社と、当社の親会社である株式会社セブン&アイ・ホールディングスおよびその関連企業、ならびにこれらの会社のうちフランチャイズ事業を行っている会社のフランチャイズ加盟店(以下「セブン&アイ HLDGS.」といいます。)が以下の目的により共同して利用すること(以下「共同利用」といいます。)に同意します。なお、共同利用する各社については、 http://www.7andi.com/ に掲載しております。</p> <p>(1) ポイントサービスの提供のため。</p> <p>(2) セブン&アイ HLDGS. が取扱うサービス・商品の開発のため。</p> <p>(3) セブン&アイ HLDGS. が取扱うサービス・商品についてのお得情報のご案内のため。</p> <p>(4) セブン&アイ HLDGS. でのお買物に関するご連絡やご案内のため。</p>	<p>1. 会員等は第1条第1項(1)_(2)_(3)の会員情報を、当社と、当社の親会社である株式会社セブン&アイ・ホールディングスおよびその関連企業、ならびにこれらの会社のうちフランチャイズ事業を行っている会社のフランチャイズ加盟店(以下「セブン&アイ HLDGS.」といいます。)が以下の目的のために共同して利用すること(以下「共同利用」といいます。)に同意します。なお、共同利用する各社については、 http://www.7andi.com/ に掲載しております。</p> <p>(1) ポイントサービスの提供。</p> <p>(2) セブン&アイ HLDGS. が取扱うサービス・商品の開発。</p> <p>(3) セブン&アイ HLDGS. が取扱うサービス・商品についてのお得情報のご案内。</p> <p>(4) セブン&アイ HLDGS. でのお買物に関するご連絡やご案内。</p>
<p>第5条 個人情報情報機関の利用および登録</p>	<p>第5条 個人情報情報機関の利用および登録</p>
<p>1. 代表使用者および代表使用者として入会を申込</p>	<p>1. 代表使用者および代表使用者として入会を申込</p>

<p>まれた方(以下、総称して「代表使用者等」といいます。)ならびに個人事業主会員および個人事業主会員として入会を申込まれた方(以下、総称して「個人事業主会員等」といい、「代表使用者等」と「個人事業主会員等」をあわせて「代表者等」といいます。)は、当社が利用・登録する個人情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者・包括信用購入あっせん業者等(以下「加盟会員」といいます。)に対する当該情報の提供を業とする者。)について以下のとおり同意します。</p> <p>(2) 加盟個人情報機関に、代表者等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく会員情報および当該機関が独自に収集した情報が、第3項の表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、これらの登録に係る情報を当該加盟会員が自己の与信取引上の判断(代表者等の支払能力の調査または転居先の調査をいいます。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力に関する情報については支払能力の調査の目的に限り、)のために利用すること。</p>	<p>まれた方(以下、総称して「代表使用者等」といいます。)ならびに個人事業主会員および個人事業主会員として入会を申込まれた方(以下、総称して「個人事業主会員等」といい、「代表使用者等」と「個人事業主会員等」をあわせて「代表者等」といいます。)は、当社が利用・登録する個人情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者・包括信用購入あっせん業者等(以下「加盟会員」といいます。)に対する当該情報の提供を業とする者。)について以下のとおり同意するものとします。</p> <p>(2) 加盟個人情報機関に、代表者等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく会員情報および当該機関が独自に収集した情報が、第3項の表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、当該加盟会員の自己の与信取引上の判断(代表者等の支払能力の調査または転居先の調査をいいます。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力に関する情報については支払能力の調査の目的に限り、)のために利用されること。</p>
<p>2. 加盟個人情報機関の名称・住所・お問い合わせ電話番号は以下のとおりです。また、当社が新たに個人情報機関に加盟する場合には、書面その他の方法により通知します。</p>	<p>2. 加盟個人情報機関および提携個人情報機関は以下のとおりです。また、当社が新たに個人情報機関に加盟する場合には、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。</p>
<p>第6条 会員情報の開示・訂正・削除</p>	<p>第6条 会員情報の開示・訂正・削除</p>
<p>1. 会員等は、当社または加盟個人情報機関に対して、ご自身に関する会員情報を開示するよう請求できます。</p>	<p>1. 会員等は、当社または加盟個人情報機関に対して、ご自身に関する会員情報を開示するよう請求することができます。</p>
<p>第7条 会員情報の取扱いに関する不同意</p>	<p>第7条 会員情報の取扱いに関する不同意</p>
<p>1. 当社は、会員等が入会の申込みに必要な事項の記載を希望されない場合、または「会員情報の取扱いに関する重要事項」に定める会員情報の取扱いについて同意されない場合は、入会をお断りすることや、退会の手続きをとることがあります。</p> <p>2. 第2条(3)(4)に定める営業案内に対する中止</p>	<p>1. 当社は、会員等が入会の申込みに必要な事項の記載を希望されない場合、または本「会員情報の取扱いに関する重要事項」に定める会員情報の取扱いについて同意されない場合は、入会をお断りすることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第2条(3)、(4)に定める営業案内に対する中止</p>

の申し出をいただいても、入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。	の申し出をいただいても、入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。
第8条 入会申込の事実の利用	第8条 <u>契約不成立時および退会後の会員情報の利用</u>
当社が入会をお断りする場合であっても、入会申込をされた事実は、お断りする理由のいかんを問わず、第1条・第2条・第4条・第5条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外の利用はしません。	1.当社が入会をお断りする場合であっても、入会申込をされた事実は、お断りする理由のいかんを問わず、第1条、 <u>第2条</u> 、 <u>第4条</u> 、 <u>第5条</u> の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に <u>利用されることはありません。</u>
	<u>2.退会の申し出または会員資格の喪失後も、第1条および第2条(5)に定める目的および開示請求時に必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間会員情報を保有し、利用します。</u>

【反社会的勢力に対する基本方針 新旧対比表】

現行	改定後
2.当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。	2.当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放 <u>運動</u> 推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。

【ポイントサービス特約 新旧対比表】

現行	改定後
ポイントサービス特約	ポイントサービス特約
第2条 ポイント利用加盟店	第2条 ポイント利用加盟店
ポイント利用加盟店は、以下の各店とします。ただし、会員規約第6条に従い変更することがあります。 (1)株式会社イトーヨーカ堂、その関連会社または提携会社が運営するイトーヨーカドー、グッディハウス。 (2)株式会社ヨークマートが運営するヨークマート。	ポイント利用加盟店は、以下の各店とします。ただし、会員規約第6条に従い変更することがあります。 (1)株式会社イトーヨーカ堂、その関連会社または提携会社が運営するイトーヨーカドー、グッディハウス。 (2)株式会社ヨークマートが運営するヨークマート。

(3)株式会社オッシュマンズ・ジャパンが運営する
オッシュマンズ

—オッシュマンズは2017年8月末日をもってポイ
ント利用加盟店ではなくなります—